

## 市民参加手続ガイドライン（仮称）について

### 1. 策定の目的

市では、平成 20 年 9 月に「日高市市民参加条例」を制定し、平成 21 年 4 月には、本条例の考え方や具体的な解釈を記した「日高市市民参加条例の手引き（令和 2 年 3 月改定）」を策定し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めてきました。一方、市職員が市民参加を実践していく中で、市民参加手続が必要な場面や市民参加手続の進め方が分からないという声がありました。また、市民参加推進会議委員からは、同じような計画策定であっても、担当課ごとに手続（市民コメント、審議会、市民会議など）がバラバラで、手続の選択については行政の恣意性によるものであるという意見がありました。このような背景から、市民参加手続の手法等を簡潔にまとめたガイドラインの策定により、職員が市民参加手続に対する理解を深め、適切に実施していくことを目的としています。

### 2. 前回会議までの経緯

市民参加手続ガイドラインについては、平成 29 年より議論を開始し、当初は数値化によって必要とする市民参加手続を決めていく市民参加手続ガイドライン（案）の検討を進めましたが、結果が過大にでてしまう面もあることから策定には至りませんでした。その後、前回の市民参加推進会議において、「山形県酒田市」など他市の事例を参考に市民参加手続ガイドライン（案）を改めて策定していくこととし、併せて現在活用している「市民参加条例の手引き」も含めて再整理する運びとなりました。

### 3. 現在の状況

現在活用している市民参加条例の手引きは、日高市市民参加条例や日高市市民参加条例施行規則の解説編として、市民参加手続ガイドライン（案）は市民参加手続の実務編として整理し、市民参加手続ガイドライン（案）の策定を進めています。